

武蔵村山市地域防災計画修正方針

令和2年11月

1. 修正の背景

武蔵村山市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、災害対策基本法第42条に基づき、武蔵村山市地域防災計画（以下「本計画」という。）を作成している。

現行の本計画は、東日本大震災の教訓や課題、その後の災害対策基本法の改正等を踏まえ、平成26年3月に修正されているところである。

東京都は、平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨、令和元年の東日本台風など、近年発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、東京都地域防災計画の修正を進めているほか、災害時の受援計画等の策定やガイドラインの改定などを行い、防災力の強化を推進している。

これらのことから、東京都地域防災計画の修正の動向を踏まえつつ、本計画の前回修正以降に発生した法律の改正や上位計画の修正等との整合性を図り、本市の防災体制の充実及び実効性のある地域防災計画とするために修正を行うものである。

2. 修正スケジュール

本修正方針を踏まえて修正した武蔵村山市地域防災計画の素案について、関係機関との協議、パブリックコメントの実施、災害対策基本法に基づく東京都との事前協議等を経て、各意見等を踏まえた原案を作成し、防災会議において決定する。スケジュールの概要は下表のとおり。

〈武蔵村山市地域防災計画修正スケジュール案〉

令和2年度	意見の反映方法等	内容
11月	・防災会議①	・地域防災計画修正方針の提示・意見照会
1月～3月	・防災士意見交換①	・地域防災の推進（防災士の役割等）について
令和3年度	意見の反映方法等	内容
4月～6月	・防災会議② ・関係機関協議	・地域防災計画（素案）の提示・意見照会 // の意見照会等
7月～9月	・防災士意見交換② ・パブリックコメント	・地域防災計画（素案）の意見照会等 // の意見公募
10月～12月	・東京都事前協議	・地域防災計画（素案）の意見照会等
1月～3月	・防災会議③	・地域防災計画（原案）の審議・決定

3. 計画の構成

現行の本計画は、災害の種類に応じて震災編、風水害編、大規模事故等対策で構成しているが、今回の修正では、大規模事故等対策に、富士山が大規模噴火を起こした場合の降灰対策、危険物施設等での大規模事故対策を追加する。

また、引き続き、各編の構成は、「総則」、「災害予防計画」（平時の取組）、「災害応急・復旧対策計画」（災害時の対応）、「災害復興計画」（災害からの回復）を基本としていく。

お、新型コロナウイルス感染症対策に関連して修正すべき事項については、次項「4. 修正のポイント」に挙げたもののほか、今後制定・改正される制度・計画等を注視し、整合を図っていく。

〈現行の武蔵村山市地域防災計画の構成・概要〉

編構成	概要
震 災 編	<ul style="list-style-type: none"> ▶総則では、大規模地震（多摩直下地震など）による被害想定、減災目標などを記載 ▶災害予防計画では、防災関係機関等の基本的役割、地震に強い都市づくり、地域防災力の向上などハードとソフトの両面から減災施策を記載 ▶災害応急・復旧計画では、震災時の災害対策本部等の防災体制、消防、二次災害防止活動などの災害防御、避難、救護などの被災者支援策を記載 ▶災害復興計画では、復興本部の体制や復興計画の策定プロセスを計画 ▶東海地震事前対策計画では、警戒宣言等に伴う防災対応を記載
風 水 害 編	<ul style="list-style-type: none"> ▶災害予防計画では、治水対策、水防活動の備えなどを記載 ▶災害応急・復旧計画では、大雨、洪水時の水防活動、避難対策などを記載
付編 大規模事故等対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶航空機墜落事故発生時の応急対策を記載 ※今回、危険物施設等の大規模事故対策を追加 ※今回、富士山大規模噴火対策を追加
資 料 編	<ul style="list-style-type: none"> ▶災害対策関連規程、災害危険箇所、防災関連施設等の情報を記載

4. 修正のポイント

(1) 関係法令との整合

ア 災害対策基本法の改正に伴うもの

- ・緊急通行車両の通行障害となる放置車両等に対しては、道路管理者が移動等の措置をとることができることを明記する。

イ 大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴うもの

- ・特定の大規模災害時に国が定めた基本方針に即した復興計画を作成した場合、復興事業の特別措置が適用されることを踏まえ、同法に基づいて復興計画の作成や復興事業の推進を図ることを明記する。

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律の改正に伴うもの

- ・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には避難確保計画の作成等が義務化されたことを踏まえ、同計画の作成等を促進することを明記する。

エ 災害救助法の改正に伴うもの

- ・令和元年の房総半島台風から、被災住宅の応急修理の支援対象が“半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）”に拡充されたことを踏まえ、今後の被害家屋認定調査や罹災証明では準半壊の区分を設けるとともに、準半壊の被災世帯に被災住宅の応急修理を支援することを明記する。

(2) 上位計画等との整合

ア 防災基本計画の修正に伴うもの

- ・住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「５段階の警戒レベル」を明記して避難情報を提供することを明記する。
- ・災害マネジメントについて支援が必要な場合は「被災市区町村応援職員確保システム」を活用し、東京都を通じて総務省等に「総括支援チーム」の派遣を要請することができることを明記する。

イ 東京都地域防災計画等の修正に伴うもの

- ・市内の医療救護活動等を統括する「医療救護活動拠点」を設置することを明記する。また、医療救護所を病院等の前に設置する「緊急医療救護所」と避難所等に設置する「避難所医療救護所」に再区分する。
- ・福祉避難所の運営に支障を来す場合は、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請することを追記する。また、通院困難な精神疾患患者等は、災害派遣精神医療チーム（東京 DPAT）が対応することを明記する。
- ・武蔵村山高校等の都立施設が一時滞在施設に指定されたことを踏まえ、施設管理者に一時滞在施設の開設、運営を要請することを追記する。
- ・東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会が策定した「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」を推進し、関係機関が一体的に大規模洪水対策に取り組むことを追記する。

ウ 国及び東京都の新型コロナウイルス感染症対策関連のガイドラインに基づくもの

- ・平時から避難の要否、避難時の持ち出し品等を市民等に周知しておくこと、保健所と連携して自宅療養者等の避難先を確保しておくことを明記する。
- ・避難所の過密を防止するため、避難所以外の避難空間の確保を検討することを明記する。
- ・避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄するほか、災害時は避難所内の滞在スペースのゾーニング、衛生管理、職員や避難者の健康管理、車中泊等の対策を行うことを明記する。

(3) 市の取組の反映

ア 避難行動要支援者避難行動支援プランの推進

- ・平成27年3月に策定し令和2年9月に改正した武蔵村山市避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）に基づき、各関係者が取り組んでいくべき事項等を明記する。

イ 災害協定の拡充

- ・東京都獣医師会多摩西部支部、東京都宅地建物取引業協会立川支部、東京みどり農業協同組合、武蔵村山市清掃事業協同組合、武蔵村山市社会福祉協議会など多数の団体・企業と災害時の協力協定を新たに締結したことを踏まえ、協定の活用を追加する。

ウ 防災協力農地の活用

- ・防災協力農地制度を設け、地震、火災等が発生した際に一時避難場所として利用できる農地に標識を設置したことを踏まえ、災害時の利用を市民に普及することを明記する。

エ ブロック塀等安全対策事業の推進

- ・避難路沿道の市民所有等のブロック塀等の安全対策に関して、行政及び市民等において取るべき行動や措置について明記する。

オ 避難所別マニュアルの整備及び活用の推進

- ・避難者、地域住民、市、学校、それぞれの発災直後の避難所での役割や取るべき行動、避難所の開設・運営の手順等を明らかにしたマニュアルについて、避難所ごとに整備するとともに訓練時等の活用を推進していくことを明記する。

5. 主な修正事項

※ 下表中の節は、現行計画の順・章番号により掲載し、新設する章はその旨を示した。

なお、修正計画での編・章の構成は、今後の検討の中で変更となる可能性がある。

第1編 震災編

節	修正事項
第1部 総則	
第1章 地域防災計画(震災編)の概要	・災害対策基本法に基づき住民等が地区の防災活動を定めた地区防災計画を防災会議に提案した場合の手続を追加する。
第2章 武蔵村山市の現状	・人口統計を更新する。
第2部 災害予防計画	
第1章 市、市民及び事業所の基本的責務	・東京都地域防災計画（以下「都計画」という。）に基づき、市民等は在宅避難に向けて食品等の日常備蓄を最低3日分、推奨1週間分行うことなどを明記する。
第2章 市、都、防災機関等の役割	・都計画に基づき、市、東京都、関東農政局、気象台、日本郵便、NTT東日本、日本赤十字社などの業務大綱を修正する。 ・災害協定を締結した東京都獣医師会多摩西部支部、東京都宅地建物取引業協会立川支部、東京みどり農業協同組合、武蔵村山市清掃事業協同組合、武蔵村山市社会福祉協議会などを協力機関に追加し、業務大綱を記載する。
第3章 地震に強い都市づくり	・都計画に基づき、都市機能の維持のため、公共施設や拠点施設について自立・分散型電源の整備に努めることを明記する。
第4章 施設構造物等の安全化	・東京都耐震改修促進計画を踏まえ、特定緊急輸送道路に接する一定以上の高さ及び延長を超える旧耐震の組積造の塀の除却や建替え等を促進することを追記する。 ・武蔵村山市耐震改修促進計画を踏まえ、耐震化目標（令和8年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消など）、特定緊急輸送道路沿道の特定沿道建築物の耐震化支援などを明記する。 ・土砂災害ハザードマップにより、危険箇所、緊急避難場所その他の適切な避難行動を普及することを明記する。 ・土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設（社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設）について、利用者の円滑な避難を確保する計画（避難確保計画）の作成及び避難訓練の実施を促進することを追記する。

節	修正事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めることを追記する。
第7章 地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく地区防災計画の作成を、自治会、自主防災組織に普及、促進することを追記する。
第3部 災害応急・復旧対策計画	
第1章 初動態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・市の組織改正を踏まえ、市災害対策本部の部班編成及び事務分掌を修正する。 ・市の受援を円滑に行うため、本部事務局（災害対策部）に市の受援を統括する受援統括担当者を配置し、各部に部内の受援を統括する受援担当者を配置することを明記する。 ・本部長（市長）が避難勧告や自衛隊の災害派遣要請を即断できるよう、本部長室の審議事項からこれを削除する。
第2章 情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・非常・緊急通話、非常・緊急電報が廃止されたことを踏まえ、これらを通信手段として利用することを削除する。 ・広報手段として通信事業者等に災害協定による広報を依頼することを明記する。 ・また、防災行政無線の自動電話応答システム、データ放送（Lアラートによる。）、SNS（Twitter や Facebook）などを広報手段として活用することを追記する
第4章 応援協力・派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村、防災関係機関、民間団体と近年締結した災害協定の概要を追記する。 ・総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」を活用して他の市区町村職員による災害マジメント等の対口支援を確保する場合の要請方法を追記する。 ・東京都の災害時応援受援計画を踏まえ、市の受援体制や要請、受入れの手順等を明確にした武蔵村山市災害時応援受援計画を策定することを明記する。
第5章 緊急輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づき、緊急車両の通行障害となる放置車両等がある場合、道路管理者は必要に応じて区間を指定して所有者への移動命令や移動措置を行うことを追記する。
第8章 医療救護等対策	<ul style="list-style-type: none"> ・都計画に基づき、市内の医療救護活動を統括・調整する医療救護活動拠点の候補施設を追記する。 ・医療救護所を病院等の前に設置する緊急医療救護所と避難所等に設置する避難所医療救護所に区分し、緊急医療救護所は市内の主要な病院（災害拠点連携病院（※））、避難所救護所は避難所に設置することに修正する。 ※中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院 ・通院困難な精神疾患患者等は、災害派遣精神医療チーム（東京 DPAT）に対応を要請することを明記する。

節	修正事項
第9章 避難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針を踏まえ、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に修正する。 ・指定避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用することを追記する。 ・新型コロナウイルス等感染症対策として、平時から感染防止のための適切な避難行動を普及すること、自宅療養者等の避難先を確保すること、避難所の過密を防止するため、避難所以外の避難空間の確保を検討することを追記する。 ・避難所の感染防止対策として、必要な装備や備品の備蓄、滞在スペースのゾーニング、職員や避難者の健康管理、避難所内の衛生確保、車中泊等の避難者対策を講じることを追記する。 ・災害対策基本法を踏まえ、在宅等の避難者にも避難所滞在者と同様の支援を行うものとし、自治会等の協力を得て在宅等避難者を把握して避難所等で食料等の提供を行うことを追記する。 ・福祉避難所の運営に支障を来す場合は、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請することを追記する。
第10章 帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・都が武蔵村山高校及び上水高校を帰宅困難者一時滞在施設として指定したことを踏まえ、これらの施設を都の運営マニュアルや協定に基づいて活用することを追記する。
第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資等の支援を円滑に受けられるよう、国が導入した「物資調達・輸送調整システム」に、備蓄物資や物資受け入れ拠点の状況を登録しておくことを追記する。 ・都や協定団体からの物資調達が困難な場合は、全国的に募集をかけ、仕分け等の手間を考慮して企業や団体から大口の物資を受け入れることを明記する。
第12章 ごみ処理、トイレの確保及びし尿・がれき処理	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵村山市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を作成して廃棄物処理を推進することを追記する。 ・防災基本計画に基づき、ボランティアによる被災家屋からの廃棄物等の搬出が行われる場合、分別・排出方法等について災害ボランティアセンターを通じてボランティアに周知することを追記する。 ・災害等廃棄物等処理事業が適用された場合は解体した被災建物の運搬、処理を公費で行い、解体についても事業が適用される場合は解体工事も公費で行うことを明記する。 ・宅地や道路等公共施設に堆積した流木、土砂、がれき等を分別せずに一括除去する必要がある場合は、関係部局が連携

節	修正事項
	<p>ームを編成し、堆積土砂排除事業（国土交通省）、災害等廃棄物処理事業（環境省）、災害復旧事業（国土交通省、林野庁等）の連携スキームを活用することを明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法による廃棄物処理特例地域に指定された場合、災害廃棄物の処理の代行を国に要請できることを追記する。
第14章 ライフライン施設の応急・復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市と東京電力パワーグリッドの災害協定に基づき、大規模停電等が発生した場合は相互に協力して停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有、重要施設の優先復旧、広報活動等を行うことを追記する。
第16章 応急生活対策	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年房総半島台風の被害により家屋の被害判定区分が修正されたことを踏まえ、一部損壊のうち被害程度の大きいものを「準半壊」とすることを明記する。 ・災害救助法に基づき、準半壊の被災家屋についても住宅の応急修理を支援することを追記する。 ・家屋被害認定調査に当たっては、状況に応じて航空写真、応急危険度判定の結果等を活用するなど適切な手法で行うことを追記する。 ・都計画に基づき、民間賃貸住宅を活用した借上型応急住宅については、被災者が物件を探す方式の場合、区市町村への募集件数の割り当てを行わないことを追記する。
第17章 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用された場合、災害ボランティアセンターの運営は市の委託事務として行い、人件費等が国庫負担の対象となることを明記する。
第4部 災害復興計画	
第3章 復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害からの復興に関する法律に基づき、特定大規模災害時は国の基本方針に基づく復興計画を作成して復興事業を実施するほか、必要に応じて関係機関や東京都に職員派遣等を要請することを追記する。
第5部 東海地震事前対策	
はじめに【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震関連情報の発表が行われなくなったこと、新たに南海トラフ地震関連情報の運用が開始されたこと、今後、「東海地震事前対策」を「南海トラフ地震事前対策」へ移行する予定であることを踏まえ、暫定措置として、東海地震関連情報を南海トラフ地震関連情報に読み替えて南海トラフ地震関連情報発表時の対応をとることを追記する。

第2編 風水害編

節	修正点
第1部 総則	
第4章 災害想定【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・残堀川等の浸水予想区域の想定条件、浸水予想区域の特徴等を明記する。 ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の分布を明記する。 ・富士山が大規模噴火を起こした場合の本市への降灰による影響（数 cm の降灰など）を追記する。
第2部 災害予防計画	
第1章 水害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・都計画に基づき、多摩地区の河川整備については降雨規模が 50mm から 65mm に変更されたことを明記する。 ・浸水・土砂災害ハザードマップにより、洪水時の避難場所、5段階の警戒レベルに応じた避難行動等を普及することを明記する。 ・大規模洪水対策を関係機関が一体的に取り組むため、東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会が策定した「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」を推進することを追記する。
第3部 災害応急・復旧対策計画	
第9章 避難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市の避難勧告等判断・伝達マニュアルを踏まえ、5段階の警戒レベルに応じた避難勧告等の判断基準、住民等の避難行動を明記する。 ・避難場所等へ移動することが危険な場合、「屋内での安全確保」や「近隣の安全な場所に避難」など適切な避難行動をとることを明記する。 ・風水害用の避難所（洪水・土砂災害対応の指定緊急避難場所）は災害規模に応じた2種類を指定し、段階的に開設することを明記する。

付編（修正計画では第3編とする） 大規模事故等対策

節	修正点
第4章 危険物等事故対策【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設等での事故、危険物輸送車両の事故などにより、危険物等の漏洩、拡散などの事態が発生した場合の対策を明記する。
第5章 火山噴火対策【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山の大規模噴火等が発生した場合は降灰予報等を収集し、降灰による交通事故、健康被害等への対策、降灰除去等を行うことを明記する。